住民税の定率減税

の

廃

正

年税額

63,600

130,500

年税額

5,900

19,200

29,000

の変化とともに見直

しが進めら

亚. 況 対

八年度の廃止に伴う

経過措置を経

平成

から廃止され

ます。

均等割額

4,000

4,000

1,300

2,600

4,000

所得割額の 15%

(上限4万円)を控除

平成 18 年度

廃止に伴う経過措置

所得割額の 7.5%

(上限2万円)を控除

平成 19 年度

控除後所得割額

59,600

126,500

控除後所得割額

(13,800)

2/3 減額 4,600

(25,000)

25,000

1/3 減額 16,600

として導入され

定率減税は、

年度に不況

経済状況

大崎市における行政改革の 基本理念



市民満足度の向上

行政改革の進め方 ~行政改革大綱素案~ 皆さんのご意見を お聞かせください

向性を検討 に対するご意見を募集. 努めるため、市民皆され 革大綱としてまとめ上げ、 案)を作成しました。 なる考え方を示した行政改革大綱 *素案は市のホ る行政改革推進委員会と、 このような中 お 職員で構成する行 いて、 行政改革の進むべ います します。 政改革の基本と 3進むべき方2政改革推進 市長を本部

市政情報課内 行政推進課 市民皆さんからこの素案 (市役所本庁舎三階) 各総合支所総務課 で閲覧できます 上げ、その以よりに ジに掲載のほ 推進に 行政改 素 とい

す。(左上 ③市民と行政 ①から③を1 いうことを基本理念にして、市民の皆さんの満足度を高め 戦略 られる優先順位を付 から③を行うことで、 実施施策

度までに市 基本事項、 その基本的な方針 、ます が進める行政改革の 具体的な推進項 を表す Î など 趣

改革

 \wedge

0)

取

り

組

み

を推進

41

大崎市行政改革の基本理念

この行政改革大綱

(素案)

は

につ

行政改革大綱素案を策定しました

以に、市民の代表者市では宮城大学久

等で構成す

啓

ある」というテーマに基づいて改革は仕事のやり方を変えるこ改革推進委員会で議論された、 -マに基づいていまり方を変えることに、議論された、「行政

大崎市の行政改革の進め方

施策に必要性や公益性、め、市民の要望を的確に知 市民視点でのわかり易い 性の視点から市民の納得が得 不に必要性や公益性、公平性:市民の要望を的確に把握する 行政組織内部の意思 実施する 行政を進

行政改革大綱(素案)は、(左上図) いる ま

②事務事 見直. 向けた取り 組み

⑨公営企業の経営健全化 ⑧財政健全化に向けた取 **④** 職 ⑦公共施設の設置及び管理運営の適 る行政サービスの向上 ⑥行政の情報化推進と市 ⑤職員能力の向上へ けた取 正化に向けた取り組み 取 織 り組み 機構の見直 給与の見直 、向けた取り組

日上についてのと市民参画によ

2

政改革大綱(素案)に基づき、至会の意見も踏まえて策定しまこの行政改革大綱(素案)は 年度を達成目標とする集中改革 します ・合理化に向 6) は、 組 平成一 2 今 きま 二十 行 後議

■具体的な推進項目

う手口による振り込め詐欺が発生してい 「税金の還付が発生した。個人口 座に返還するために手続きを行うから… ・」などと銀行などの現金自動預け払い 機(ATM)へ誘導し、巧みに指定口座 へ振り込ませる手口です。

★市の職員が銀行の現金自動預け払い機 の操作を求めるようなことはありませ ん。十分注意してください。

降、段階的に廃止されていは非課税でしたが、平成が百二十五万円以下の場合一日以前に生まれた人は、人

-の場合、

市県民

年度以

成十

段階的に廃止されて

ます。

定率控除額

4,900

定率控除額

1,200

*配偶者控除と年金収入の一割を社会保険料控除として、所得控除額に算入しています。

市役所の名をかたり、税の還付をうた

所得割・均等割

いずれも非課税

18 年度

19 年度

降

独身者(25歳)

比較年度

平成 18 年度

平成 19 年度

年金収入

2,400,000

比較年度

平成 18 年度

平成 19 年度

平成 20 年度

年金受給者(70歳)の場合

給与収入

3,000,000

所得割・均等割を 2/3 減額

(均等割額 1,300円)

所得割・均等割を 1/3 減額

(均等割額 2,600円)

所得割・均等割とも減額なし

(均等割額4,000円)

★住民税の比較をしてみましょう★

所得控除額

630,000

*給与収入の一割を社会保険料控除として所得控除額に算入しています。

所得控除額

900,000

の場合

給与所得

1,920,000

年金所得

1,200,000

所得割額

15,000

30,000

30,000

市役所の名をかたる

所得割額

64,500

129,000

課税の特例の紹昭和十五年一月一日以前

※経過措置

調整控除額

2,500

調整控除額

5,000

5,000

新種の振り込め詐欺

ô

シト3

平成十七年度までは、

昭和十五年

合計所

得金額

(単位:円)

(単位:円)

課税所得金額

300,000

課税所得金額

1,290,000

■60歳以上の人に電話が殺到しています。

・銀行やコンビニエンスストアの現金自動預け払い 機の操作に慣れていない人が狙われています。

・安易に携帯電話番号や口座番号を知らせない。

・不審な電話がきたら「折り返し電話する」と言 って一旦電話を切り、真実かどうか確かめる。

■これは詐欺ですので警察へ通報してください。

▶問い合せ 大崎市役所 納税課 ☎23-5148 市民税課 ☎23-5147

▶相談窓口 消費生活相談室 ☎21-7321、☎23-9125

「大崎市行政改革大綱」 に関する意見の募集

「大崎市行政改革大綱」を策定するため、 素案を作成しました。皆さんのご意見をお 聞かせください。

- ■応募資格 市内に在住または勤務している 人および事業所を有する個人または法人
- 2月5日 (1)~28日 (3) 午前8 時30 分~午後5時15分(休日、時間外に持参の場 合は守衛室に提出)
- ■素**案の閲覧** 2月5日 (月~28日 (水) ホームページに掲載 2.窓口での閲覧 ①行 政推進課(市役所本庁舎3階) ②市政情報セ ンター(市役所東庁舎1階市政情報課内)③ 市政情報コーナー(各総合支所総務課内)
- ■応募方法 ①閲覧場所に備え付けまたはホ ームページに掲載されている応募用紙に記入 ②素案に対する意見及び住所、氏名または 名称、電話番号を記載(様式自由)のうえ、 直接または郵送(〒989-6188 古川七日町 -1 行政推進課宛)、M23-9979、Eメール gyosei@city.osaki.miyagi.jpで応募ください。
 - 問 行政推進課行政改革係 ☎23-5029

1

11 広報 おおさき 2007-2